

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号	133	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継				
提案団体	東京都				

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。

【制度改正の必要性】

平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなつた。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。

【制度改正の効果】

区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。

根拠法令等

地方税法第48条

各府省からの第1次回答

個人の道府県民税の賦課徴収は、法に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされており（法41①）、その例外として道府県への徴収の引継ぎが定められているところ（法48）。道府県へ徴収の引継ぎがなされる対象を原則として滞納繰越分に限定しているのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨のものである（取扱通知81の2）。

こうした制度の趣旨を踏まえ、法48条に定める徴収の引継ぎの対象の拡大については、市区町村側の意見や、拡大をした場合の市区町村の賦課徴収の実務に与える影響、さらに他道府県における状況や意見なども含め、まずは提案団体における市区町村との調整状況等を伺いながら検討を行う必要があるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道府県民税の徴収の責任者が原則として市町村であることは承知しているが、市町村が徴収する個人住民税のうち4割は道府県民税であり、平成25年度決算では道府県税収入額の約34%を占める重要な財源である。そのため、個人住民税の滞納は都道府県にとって大きな影響がある。

こうしたことから、都道府県においても、財源確保に向けて都道府県の持つ滞納整理等のノウハウを活用し、区市町村での徴収が困難な滞納事案の徴収支援の強化を図っており、東京都では今回、区市町村から都道府県への徴収引継ぎ対象の拡大を求めているところである。

新規に発生する現年課税分の滞納としては、例えば、更正処分に伴う追徴課税等により突発的に発生する高額・困難事案などが想定され、これらについては、財産の散逸、隠匿を避けるため、早期着手及び高度な滞納整理手法が求められるものであり、本提案の実現により、年度内の都道府県による徴収の引継ぎを可能とすることが必要である。

なお、本提案について都内の53区市町村から賛同を得ている。

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞

小樽市、伊那市、安曇野市、豊田市、西尾市、玉野市、山陽小野田市、福岡県、熊本市、宮崎市、小林市、平塚市

○第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。

○現状では過年度分のみを引き継ぎしているが、現年度分も課税が発生した場合、過年度分は都道府県で、現年度分は区市町村でそれぞれ徴収することとなる。

このため、滞納者に対して一括で全ての滞納を解消させることができず、また、窓口が2ヶ所になることから効率的に滞納の解消を図ることに支障がある。

○生命保険等、解約返戻金について、現年度分に充当できず、本人に還付した結果、現年度分が未納として残る。給与差押も減年度分を残して解除、48条返戻後、市で未納分について改めて滞納整理しなければならず、滞納解消に時間を要する。

○地方税法第48条の規定では、個人住民税の県への徴収引継ができるのは滞納繰越分のみとされている。

そのため、現年度分及び滞納繰越分のいずれも滞納している引継対象者については、滞納繰越分は県が、現年度分は市が別々に納税折衝を行うことになり、非常に効率が悪い。

○現年課税対象者の中でも遡及課税者により、高額課税された者について徴収できなかった。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

滞納繰越分に係る徴収引継が市町村から都道府県に対し行われている者については、現年度滞納分についても、都道府県が滞納処分を行うことができる仕組みについて、平成17年度税制改正において導入されているところ。

その上で、現年度滞納分のみについての徴収引継については、現年度滞納分について滞納繰越分とあわせて徴収引継を行っているケースがどの程度あるのかや、現年度滞納分のみを徴収引継する必要のあるケースとはどのようなケースがあり得るのか、また、現年度分については、未到来の納期があることとの関係など、総務省としても地方団体に事実関係の確認や意見照会などにより実情を把握していきたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(5)地方税法(昭25法226)

(i)個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例(48条)については、過年度分の滞納者以外の者に係る現年度滞納分についても、その対象とすることを可能とする。